

2026年度 能登半島地震・豪雨 特別奨学生の募集要項

公益財団法人浦上奨学会（以下「当会」という）は、2024年1月の能登半島地震（以下「本地震」という）によって経済状況が悪化し、修学が困難な大学生を支援するため、特別奨学金を新設し、2024年度から運用を開始しました。

能登半島地震に2024年9月の能登半島豪雨を加え、2026年度の新規奨学生を下記のとおり募集します。

1. 奨学金概要

- (1) 給付月額 5万円（年額60万円）
- (2) 給付期間 最短修業年限（例えば修業年限4年の学部の2年生は3年間）
- (3) 募集期間 2024年度から2026年度の3年間、2026年度の募集で終了
- (4) 支給方法 毎年4月と10月に半年分を一括で支給
初回は採用決定後に4月～9月分を一括で支給

2. 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する人

- ① 指定大学の修業年限6年を含む大学生（**大学院生は除く**）
- ② 本地震・豪雨による災害救助法適用地域に在住するか、若しくは同地に実家があり、学費や生活費を支払う両親が被災したり家屋が倒壊するなどして、経済的理由により修学が困難な者
- ③ 心身ともに健康であり、品行方正で学習意欲が高い者
- ④ 大学の長の推薦が受けられる者

3. 他の奨学金との併給・併願

- (1) 他の奨学金（貸与）との併給は可。
- (2) 民間の奨学金（給付）との併給は不可、併願も不可。
- (3) 文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」との併給は可。自治体の奨学金との併給は可。
- (4) 大学独自の経済支援（授業料免除、奨学金）の適用は可。

4. 本年度の募集概要

- (1) 募集期間 ~~2026年3月9日（月）～2026年5月15日（金）~~

※ 大学内での募集期間は、大学の奨学金担当部署に確認してください。

- (2) 募集人員 10名程度（各大学1名まで）

大学受付期限：2026年4月23日（木）17時

- ①（年度内初回申請時のみ）「学内選考用データ登録用紙」を学生センター2階経済支援係窓口へ提出
- ② 「大学推薦奨学金申請書」を専用フォームか学生センター2階経済支援係窓口へ提出

5. 応募方法

- (1) ~~下記応募書類を大学の奨学金担当部署経由で、送信先へメールにて提出してください。~~
- (2) ~~全ての書類を1ファイルにまとめてPDFにしてください。~~
- (3) ~~ファイル名は「特別奨学生応募書類（大学名・氏名）」としてください。~~
- (4) ~~ファイルは大学の方法で暗号化し送信してください。復号方法は別途連絡してください。~~

~~【応募書類】~~

- ① ~~特別奨学生願書（パソコン入可、応募者の署名は自筆、顔写真は貼付け）~~
- ② ~~特別奨学生推薦書（パソコン入可、在学大学の学長（学部長）印は押印）~~
- ③ ~~成績証明書（1年生は出身高校のもの、2年生以上は在学大学のもの）~~
- ④ ~~大学の在学証明書~~
- ⑤ ~~本人および保護者の所得証明書（源泉徴収票ではない）~~
- ⑥ ~~罹災証明書（罹災証明書の入手が困難な場合に限り、被災の状況と証明書入手が困難な理由が記載され、大学の公印が押印された書面（推薦書）をもって代用可）~~

※ ~~①②は当会ホームページよりダウンロードし、必要事項を入力してください。~~

※ ~~学内選考通過者のみ後日提出~~

6. ~~書類の送信先~~

~~送信先： urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp
公益財団法人 浦上奨学会 事務局宛~~

7. 選考・採用

- (1) 書類選考および面接（オンラインを含む）のうえ、理事会で決定する。
- (2) 選考結果は、2026年7月下旬までに大学の奨学金担当部署を通じて通知する。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 進級時、進級証明書および近況レポートを提出すること
- (2) 卒業時、卒業証明書、卒業報告書を提出すること
- (3) 下記の場合、当会へ届け出ること
 - ① 休学するとき、復学するとき
 - ② 大学より停学処分を受けたとき、退学するとき
 - ③ 最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
 - ④ 他の大学や学部編入することが決まったとき
 - ⑤ 当会に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9. 奨学金の停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 当会からの依頼事項に関し、重ねて提出期限を遵守できなかったとき
- ③ 上記「奨学生の義務」に記載した奨学生としての義務を怠ったとき

10. 奨学金の打ち切り

以下の場合、奨学金の給付を打ち切ります。

- ① 停学となったとき、退学したとき
- ② 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- ③ 学業成績または品行が著しく不良であるとき
- ④ 上記「奨学生の義務」の履行を促す当会からの要請に従わなかったとき
- ⑤ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

11. 個人情報の取り扱い

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用しません。
提出された書類は返却しません。

~~※不明な点は当会へお問い合わせください。（できるだけメールでお願いします）~~

~~〒726-8628 広島県府中市日崎町 762~~

~~公益財団法人 浦上奨学会 事務局：山下晃弘~~

~~T E L (0847) 41-1140~~

~~メールアドレス urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp~~

以 上